

我孫子市耐震改修促進計画



我孫子市マスコットキャラクター

手賀沼のうなきちさん

策定年月：平成20年 4月

改定年月：平成29年 3月

改定年月：令和 5年 〇月

我孫子市 都市部 建築住宅課

目 次

はじめに	1
第1 計画策定の趣旨	2
第2 想定される地震の規模及び被害想定	2
1 想定される地震の規模	2
2 被害想定	2
(1) 震度、液状化	3
(2) 被害	3
(3) 機能障害	3
(4) 人的被害	3
第3 耐震化の現状と目標	3
1 耐震化の現状	3
(1) 住宅	3
(2) 建築物	4
2 耐震化の目標	5
(1) 住宅	5
(2) 建築物	5
(3) 市有建築物	5
第4 建築物の耐震化の促進を図るための施策	6
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	6
(1) 建築物の所有者等の役割	6
(2) 市の役割	6
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要	6
(1) 木造住宅耐震診断助成制度	6
(2) 木造住宅耐震改修工事助成制度	6
(3) マンション耐震診断助成制度	6
3 重点的に耐震化すべき建築物	6
4 重点的に耐震化すべき区域	7
5 木造住宅耐震化緊急促進アクションプログラム	7
6 沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路	7
7 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要	7
(1) エレベーター及びエスカレーターの安全対策	7
(2) 各種落下物対策	7
(3) 天井等の脱落対策	8
(4) ブロック塀対策	8
(5) 屋根瓦対策	8
8 崖崩れ等による被害対策の検討	8
9 耐震改修計画の認定等による耐震化の促進	8
第5 啓発及び知識の普及	9
1 地震ハザードマップの作成	9

2	建築物の液状化危険度の周知	9
3	相談体制の整備及び情報提供の充実	9
4	パンフレットの作成・配布、耐震セミナー・相談会の開催	9
	(1) パンフレットの作成・配布	10
	(2) 耐震セミナー・相談会の開催	10
5	リフォームにあわせた耐震改修の誘導	10
6	家具転倒防止策の推進	10
7	自治会等の連携に関する事項	10
第6	所管行政庁としての役割	11
1	耐震改修促進法による指導等の実施	11
	(1) 耐震診断義務付け対象建築物	11
	(2) 既存耐震不適合建築物	11
2	建築基準法による勧告又は命令等の実施	12
第7	その他耐震化の促進に関し必要な事項	12
1	他行政団体との連携	12
2	関係団体との連携	12
3	その他	12

はじめに

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人でしたが、その約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

その教訓を踏まえて、平成7年12月には「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号、以下「耐震改修促進法」という。)」が制定されました。

しかし近年、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成20年6月の岩手・宮城県内陸地震、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震などの大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。さらに、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震においては塀に被害が発生するなど、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘されているところです。

このため、建築物の耐震改修については、国が策定した建築物の耐震化緊急対策方針(平成17年9月)において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画(令和3年5月)や首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成27年3月)が決定され、特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められています。

このような背景のもと、平成31年1月に耐震改修促進法施行令の改正、令和3年12月に「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年1月25日国土交通省告示第184号、以下「基本方針」という。)」の改正、令和4年3月に千葉県耐震改修促進計画の改定がされました。このような国及び千葉県の動きに併せて、当市の建築物の耐震化を促進するため、我孫子市耐震改修促進計画(以下「促進計画」という。)を改定するものです。

第1 計画策定の趣旨

促進計画は、耐震改修促進法第6条の規定により策定するものです。

また、促進計画は、耐震改修促進法第4条の規定に定められた基本方針及び千葉県耐震改修促進計画に基づき、令和12年度を目標年度とした、建築物の耐震化を促進するための方針、耐震化率の目標、目標を達成するための必要な施策等を定めるものです。

市は、促進計画に基づき千葉県及び関係機関と相互に連携を図りながら、耐震化を促進するための施策を総合的に推進し、市民等に耐震診断及び耐震改修等の必要性に関する啓発及び知識の普及を積極的に行い、耐震化に関する意識の醸成及び建築物の安全性の向上を図り、地震による建築物の被害を最小限に留め、市民等の安全を確保していくこととします。

なお、促進計画において定めた耐震化率の目標等については、一定期間ごとに検証を行うとともに、社会環境の変化等を踏まえ、所要の見直しを行うものとします。

第2 想定される地震の規模及び被害想定

1 想定される地震の規模

我孫子市地域防災計画（令和3年度修正版）では、我孫子市に大きな影響を及ぼす可能性があるマグニチュード7クラスの3つの地震を想定しています。

表-1 想定される地震の規模

地震名	規模	想定震度
我孫子市直下の地震※	マグニチュード6.9	台地で震度6弱 低地で震度6強
茨城県南部地震	マグニチュード7.3	台地で震度5強 低地で震度6弱
東京湾北部地震	マグニチュード7.3	台地で震度5強 低地で震度6弱

※我孫子市で想定される地震として、「我孫子市地震ハザードマップ解析業務委託報告書」より、想定地震及び震度・液状化の結果をまとめ、計画の前提となる被害について想定します。

2 被害想定

我孫子市地域防災計画で最大震度と想定される我孫子市直下の地震（マグニチュード6.9）を前提に、過去に発生した同程度の地震から被害を次のように想定します。

(1) 震度、液状化

低地で震度6強、台地で震度6弱の揺れとなる。低地で液状化現象が発生する。

(2) 被害

旧耐震基準の古い建物を中心に全・半壊の被害、ブロック塀等の倒壊が発生する。液状化によって道路の陥没、砂や地下水の噴出、建物の沈下、地下埋設管の被害が発生する。

住宅の密集地で火災が発生した場合は、延焼が拡大する。

(3) 機能障害

停電、断水、ガスの供給停止、電話の不通等の機能障害が発生する。

(4) 人的被害

倒壊建物等により死者、負傷者や倒壊家屋等に閉じ込められた要救出者が発生する。避難者は、住宅の耐震化、近年の同程度の地震発生時の状況、千葉県の設定等を鑑み、人口(13.2万人)の15%を見込む。

第3 耐震化の現状と目標

1 耐震化の現状

(1) 住宅

市内の住宅戸数は、平成30年住宅・土地統計調査によると、約54,100戸(戸建て住宅:約31,500戸、共同住宅その他の住宅:約22,600戸)と推定されています。

そのうち、耐震性がある住宅戸数は、約50,000戸(昭和55年以前で耐震性を有する住宅:約7,900戸、昭和56年以降の住宅:約42,100戸)であり、市内の住宅の耐震化率は、約92.4%となります。

表-2 住宅の耐震化の現状

(単位:戸)

区分	総戸数 (a+b+c)	昭和55年以前		昭和56年 以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)
		耐震性無 a	耐震性有 b		
住宅全体	約 54,100	約 4,100	約 7,900	約 42,100	約 92.4%
戸建て住宅	約 31,500	約 3,800	約 4,200	約 23,500	約 87.9%
共同住宅等	約 22,600	約 300	約 3,700	約 18,600	約 98.7%

※住宅の各戸数及び耐震化率は、平成30年住宅・土地統計調査(総務省統計局)

を基にした推計値です。

(2) 建築物

ア 耐震診断義務付け対象建築物

「耐震診断義務付け対象建築物」とは、「要安全確認計画記載建築物」及び「要緊急安全確認大規模建築物」です。

本市における耐震診断義務付け対象建築物の棟数は、16棟で、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率は100%です。

表－3 耐震診断義務付け対象建築物の現状

耐震診断義務付け対象建築物	総数	耐震性無	耐震性有	耐震化率
要安全確認計画記載建築物	—	—	—	—
要緊急安全確認大規模建築物	16棟	0棟	16棟	100%

※耐震診断義務付け対象建築物の棟数は、令和5年9月末日時点の数値です。

※「要安全確認計画記載建築物」とは、

耐震改修促進法第7条に規定される昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された建築物で、防災拠点建築物（病院、官公署及び災害応急対策に必要な施設など）として、「千葉県耐震改修促進計画」に記載された建築物及び県又は市が指定する避難路（耐震改修促進法第5条第3項第2号又は第6条第3項第1号に掲げる道路）に接する通行障害既存耐震不適格建築物をいいます。なお、本市では該当はありません。

※「要緊急安全確認大規模建築物」とは、

耐震改修促進法附則第3条に規定される昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された建築物で、病院、店舗、旅館などの不特定多数の者が利用する大規模建築物及び小・中学校等や老人ホームなどの避難確保上特に配慮を要するものが利用する大規模建築物、並びに火薬類や石油類などの一定量以上の危険物を取り扱う大規模貯蔵庫などの政令で定めるものをいいます。

イ 特定建築物

促進計画における特定建築物とは、耐震改修促進法第14条第1号に掲げる学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物（用途・規模は政令で定める。）と同条第2号に掲げる危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物とします。

令和4年度における特定建築物の棟数は、市有の特定建築物が74棟、民間の特定建築物が267棟、あわせて341棟です。

そのうち、昭和56年5月以前に建築され耐震性が十分でない特定建築物は、

市有の特定建築物が1棟、民間の特定建築物が22棟、あわせて23棟です。

特定建築物の耐震化率は、約93.3%です。そのうち、市有の特定建築物が約98.6%、民間の特定建築物が約91.8%となります。

表-4 特定建築物の耐震化の現状

区分	総棟数 (a+b+c)	昭和56年5月以前		昭和56年 6月以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)
		耐震性無 a	耐震性有 b		
市有	74棟	1棟 ^(注1)	45棟	28棟	約98.6%
民間	267棟	22棟	65棟	180棟	約91.8%
全体	341棟	23棟	110棟	208棟	約93.3%

※棟数及び耐震化率は、令和5年3月末時点の数値です。

なお、民間特定建築物の昭和56年5月以前の耐震性の有無は、推計値です。

(注1): 市有で耐震性がない特定建築物は、旧クリーンセンター(焼却場)が該当しています。ただし、当該建築物は既に閉鎖し、令和7年度に解体工事を行う予定です。

2 耐震化の目標

平成20年4月に策定した促進計画では平成27年度に向けた目標を、平成29年3月に改定した促進計画では平成32年度に向けた目標を設定しました。

今回の改定に当たっては、基本方針や千葉県耐震改修促進計画等を踏まえ、耐震化の目標を新たに設定します。

(1) 住宅

住宅の耐震化率の目標を令和12年までにおおむね解消とします。

(2) 建築物

耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率は100%になっています。

また、特定建築物については、引き続き耐震化の促進に努めます。

(3) 市有建築物

市はこれまで、市有建築物のうち、特定建築物及び震災時に応急活動拠点となる建築物について、促進計画に基づき、平成20年8月に「市有建築物の耐震化整備プログラム(以下「整備プログラム」という。)」を策定し、耐震化を計画的に進めてきました。その結果、耐震化が終わっていない建築物は、旧クリーンセンター(焼却場)の1棟のみとなり、今後、解体によって完了することとなります。

整備プログラム以外の施設で、今後継続的に使用していくことが見込まれる施設については、平成28年6月に策定した「我孫子市公共施設等総合管理計画」に

に基づき、公共施設の長寿命化等に併せて、耐震化を図っていくこととします。

第4 建築物の耐震化の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

(1) 建築物の所有者等の役割

建築物の所有者等は、自己の責任で自らの建築物の地震に対する安全性を確保することを原則とし、建築物の所有者等自らが率先して耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行うとともに、エレベーターの閉じ込め防止対策や天井等の脱落防止対策などの安全対策を講じることが必要です。

(2) 市の役割

市は、市有建築物の耐震診断及び耐震改修等を計画的に実施するとともに、エレベーターの閉じ込め防止対策や天井等の墜落防止対策などの安全対策を講じるよう努めます。

また、耐震関係規定に適合しない住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進を図るにあたり、住宅・建築物の所有者等に対する啓発、知識の普及、情報提供及び耐震化の支援策等の措置を講じるよう努めます。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

市では、住宅の耐震化を図るため、耐震診断や耐震改修にかかる費用の助成を国の補助事業や県の支援を得て、助成事業を実施しています。

(1) 木造住宅耐震診断助成制度

平成21年度に木造住宅耐震診断助成制度を創設し、昭和56年5月以前に建築された木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を助成しています。

(2) 木造住宅耐震改修工事助成制度

平成20年度に木造住宅耐震改修工事助成制度を創設し、昭和56年5月以前に建築された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を助成しています。

(3) マンション耐震診断助成制度

平成20年度にマンション耐震診断助成制度を創設し、昭和56年5月以前に建築された分譲マンションの耐震診断に要する費用の一部を助成しています。

3 重点的に耐震化すべき建築物

耐震改修促進法附則第3条では、不特定多数の者が利用する大規模建築物等を要緊急安全確認大規模建築物とし、その耐震診断結果を所管行政庁に報告することが義務付けられています。

市は、こうした耐震診断義務付け対象建築物を重点的に耐震化すべき建築物と位置付けます。

4 重点的に耐震化すべき区域

市は、震災時に大きな被害が想定される昭和56年5月以前に建築された木造住宅が密集する市街地について、重点的に耐震化の促進に努めます。

5 木造住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進の取組、耐震診断実施者に対する耐震化促進の取組、改修事業者の技術力向上を図る取組及び耐震化の必要性に係る周知・普及が重要です。

このため、我孫子市木造住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進します。

6 沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路

市は、大規模な地震が起きた場合における避難、救助、諸施設の復旧及び救急・消防活動など非常事態に対応した交通の確保を図るため、千葉県地域防災計画の緊急輸送道路のうち、市内を通過する4路線を耐震改修促進法第6条第3項第2号に規定する沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路と定め、沿道の建築物のうち、道路を閉塞させるおそれのある昭和56年5月以前に建築された通行障害建築物について耐震化の促進に努めます。

7 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要

(1) エレベーター及びエスカレーターの安全対策

震災時においてエレベーターが緊急停止により、内部に長時間閉じ込められたり、エスカレーターが脱落するなどの事態が問題となっています。エレベーターやエスカレーターには、建築基準法による報告が義務付けられており、市は、エレベーターやエスカレーターの設備に関する報告等の機会を捉えて、建築物の所有者に対し、安全対策を講ずるよう指導するものとします。

(2) 各種落下物対策

地震発生時において、建築物全体の倒壊だけでなく、附属する看板や外壁、ガラス等が落下し、通行人等に被害を与えることがあります。このような被害を防止するために、市は、建築基準法による定期報告等の機会を捉えて、建築物において落下の危険がある部分について、落下防止対策をするよう促します。また、

特に通行人が多い場所の建築物で落下の恐れのある部分がある場合は、建築物防災週間等の機会を捉え、建築物の所有者等に点検、改善を促します。

(3) 天井等の脱落対策

東日本大震災では、体育館、劇場、商業施設、工場等の大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含めて脱落する被害が生じました。こうした状況を踏まえて、建築基準法施行令第39条第3項において特定天井の構造が規定され、平成25年国土交通省告示第771号において新たに天井脱落対策の基準が定められました。市は、このような被害を防止するため、建築基準法による定期報告等の機会を捉えて、建築物の特定天井の脱落や配管等の設備の落下の危険がある部分についてその防止対策をするよう促すものとします。

(4) ブロック塀対策

地震時において、コンクリートブロック塀等は、倒壊しやすく、通行人に危害を与えることや道路を塞ぎ、避難、救助の妨げとなることがあります。パンフレットの配布などを通じて知識の普及に努め、危険なブロック塀の撤去、改善の指導に努めます。

市では、住宅リフォーム補助金制度を利用して、道路に面した既存の危険なコンクリートブロック塀等の撤去・改修工事に要する費用の一部を助成しています。

なお、以下の道路は、地震災害時に避難上重要となることから、社会資本整備総合交付金要綱における「避難路」として位置付けます。

- ・地域防災計画で定める緊急輸送道路
- ・通学路
- ・建築物から避難場所までの避難経路となる建築基準法及び道路法の道路

(5) 屋根瓦対策

近年の大型台風や大地震などにより、屋根瓦が脱落する被害が発生したことにより、令和4年1月から屋根瓦の緊結方法に関する告示が改正され、基準が強化されました。市は、このような被害を防止するため、屋根瓦の施工基準等について周知を図り、脱落防止対策をするよう促すものとします。

8 崖崩れ等による被害対策の検討

大規模地震等の発生に伴うがけ崩れ等により、がけ付近の建築物は著しい被害を受ける可能性があることから、がけ地近接等危険住宅移転事業等を活用して、地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害を軽減する方策を検討します。

9 耐震改修計画の認定等による耐震化の促進

耐震改修促進法では、耐震改修計画の認定、建築物の地震に対する安全性に係る認

定及び区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定が制度化され、建築物の所有者やマンションの管理者等に対して特例措置等を講じることにより建築物の耐震化が円滑に促進されることが期待されています。

市は、ホームページ等により認定制度の情報提供を行い、建築物の所有者等に対して認定制度の内容や手続きを紹介し、耐震化の促進に努めます。

第5 啓発及び知識の普及

1 地震ハザードマップの作成

市は、建築物の所有者等の防災意識を高めるため、想定した地震を基に、地震による危険性の程度や被害の目安等を記載した地震ハザードマップを作成します。

なお、現在の地震ハザードマップは、「揺れやすさマップ」、「液状化危険度マップ」、「建物全壊率マップ」から構成され、木造住宅の耐震診断や耐震改修の実施、家具の転倒防止対策などを推進することを目的に作成しています。

2 建築物の液状化危険度の周知

東日本大震災では、県内でも東京湾岸の埋立地と利根川沿いの低地を中心として、広域にわたり液状化現象が発生し、本市においても、液状化現象により甚大な被害が発生しました。

千葉県では、こうした東日本大震災の液状化被害を「平成23年度東日本大震災千葉県液状化調査報告書」としてとりまとめ、ホームページで情報提供するとともに、「ちば地震防災ガイド」の中で「液状化しやすさマップ」を作成しています。また、市でも、「あびこハザードマップ」の中で「液状化危険度マップ」を作成しており、建築物の所有者等へ周知を図っています。

3 相談体制の整備及び情報提供の充実

市は、建築物の所有者等からの耐震診断及び耐震改修等に関する相談を受け付けるための相談窓口を都市部建築住宅課に設置して対応しています。

また、広報あびこやホームページ等により、耐震診断・耐震改修の必要性等を周知するよう努めます。

4 パンフレットの作成・配布、耐震セミナー・相談会の開催

地震に強いまちづくりを実現するためには、建築物の所有者等がその耐震性を知り、必要な対策を取ることが大切であることから、耐震診断及び耐震改修等の必要性について、あらゆる機会を捉えて市民に周知していくことが必要です。

市は、耐震化の促進に関する講習会や情報提供等を積極的に行っていくものとし
ます。

(1) パンフレットの作成・配布

市は、建築物の所有者等に対する耐震性向上に関する知識の普及、啓発を図る
ため、パンフレット等を耐震相談窓口に常備し、配布しています。

また、耐震セミナー・相談会等を活用して、広く市民等に耐震化の必要性につ
いて周知するとともに、住宅性能表示制度、長期優良住宅建築等計画認定制度及び地
震保険等について情報提供していきます。

(2) 耐震セミナー・相談会の開催

市は、住宅の耐震化促進の一環として、耐震化の必要性について市民の理解を
深めるため、市主催の『耐震セミナー・相談会』を建築関係団体と連携、協力して
実施しています。

なお、『耐震セミナー・相談会』の開催にあたっては、広報あびこやホームペ
ージの掲載、SNSによる周知を行っています。

5 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅等の耐震改修工事は、構造部材の補強のために内装工事を伴うことが多く、リ
フォーム工事に併せ耐震改修工事を行うことは、所有者にとって経済的にも有効な方
法です。

市は、リフォーム工事に併せた耐震改修の工事方法等を、建築関係団体と連携し、
情報提供を行うとともに、住宅等の耐震改修の促進に努めます。

6 家具転倒防止策の推進

地震災害時に家具等の転倒による人的被害も多いことから、建築物の耐震化の推進
とともに、家具の転倒防止策を推進することは重要な課題です。市は、パンフレット
やホームページ等により情報提供を行い、家具等の転倒防止対策を推進します。

7 自治会等の連携に関する事項

耐震化の促進は、地域で耐震化の意識が高まることが重要です。また、災害時の避
難や消火活動は、地域に組織された自主防災組織により自助及び共助の観点から行わ
れることが最も有効であることから、自治会等とも連携しながら、住宅・建築物の耐
震化の促進に取り組むことが重要です。

市は、『耐震セミナー・相談会』の開催やパンフレットの配布等により耐震化の促進
を図ります。

第6 所管行政庁としての役割

1 耐震改修促進法による指導等の実施

(1) 耐震診断義務付け対象建築物

ア 耐震診断・報告の実効性確保

市は、耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、耐震診断結果の報告義務がある旨の通知を行い、耐震診断の確実な実施を図ることとします。

また、期限内に報告のない所有者については、督促し、それでも報告のない所有者については、相当の期限を定めて、耐震診断結果の報告を命じ、併せてその旨をホームページで公表します。

イ 耐震診断結果の公表

市は、耐震診断義務付け対象建築物の所有者から報告を受けた耐震診断結果をホームページで公表するものとします。

要安全確認計画記載建築物については、報告期限が同一の建築物毎に、要緊急安全確認大規模建築物については、耐震改修促進法施行令第8条第1項各号に定める用途毎に取りまとめた上で公表することとします。

公表を行う項目及び耐震診断の評価と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価は、耐震改修促進法施行規則第22条及び技術的助言（平成25年12月11日付国住指第2930号、平成31年1月1日付国住指第32092号）に基づくものとします。

市は、報告を受けた耐震診断結果について、迅速に取り組んだ所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境にも十分に配慮し、丁寧な運用を行います。

ウ 耐震改修に係る指導・助言、指示、公表

市は、重点的に耐震化すべき建築物と位置付けた耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、早期に耐震化を図るよう、耐震改修に必要な指導及び助言を行うこととします。指導に従わない所有者に対しては、必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨をホームページで公表します。

(2) 既存耐震不適格建築物

ア 耐震診断及び耐震改修の指導・助言

耐震改修促進法では、住宅をはじめとする耐震関係規定に適合しない全ての建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めることとなりました。

市は、耐震関係規定に適合しない建築物の所有者に対して、必要に応じて、指導・助言を行うものとします。

イ 耐震診断及び耐震改修の指示・公表

市は、耐震改修促進法第15条第2項に定める特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震診断及び耐震改修に必要な指導及び助言を行い、指導に従わない所有者に対しては必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨をホームページで公表します。

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が必要な対策を取らなかった場合において、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、建築基準法による勧告や命令を行います。

第7 その他耐震化の促進に関し必要な事項

1 他行政団体との連携

千葉県特定行政庁連絡協議会は、県内の特定行政庁によって組織され、特定行政庁相互間における連絡調整と緊密化を図り、もって建築行政の円滑な運営を図るために設置されています。

市は、本協議会を通じ、耐震改修促進法による指導、助言、指示又は公表並びに建築基準法による勧告又は命令に関する意見交換や連絡調整に努め、既存建築物の耐震化の促進に努めます。

2 関係団体との連携

市は、公益社団法人千葉県建築士事務所協会東葛支部・我孫子、一般社団法人千葉県建築士会柏支部・我孫子及び我孫子市住宅センター協議会と積極的に情報交換を行い、十分な連携を図ることで、耐震化の促進を図るものとします。

3 その他

促進計画を実施するに当たり、必要な事項は、別途、定めるものとします。